

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例 (案) について

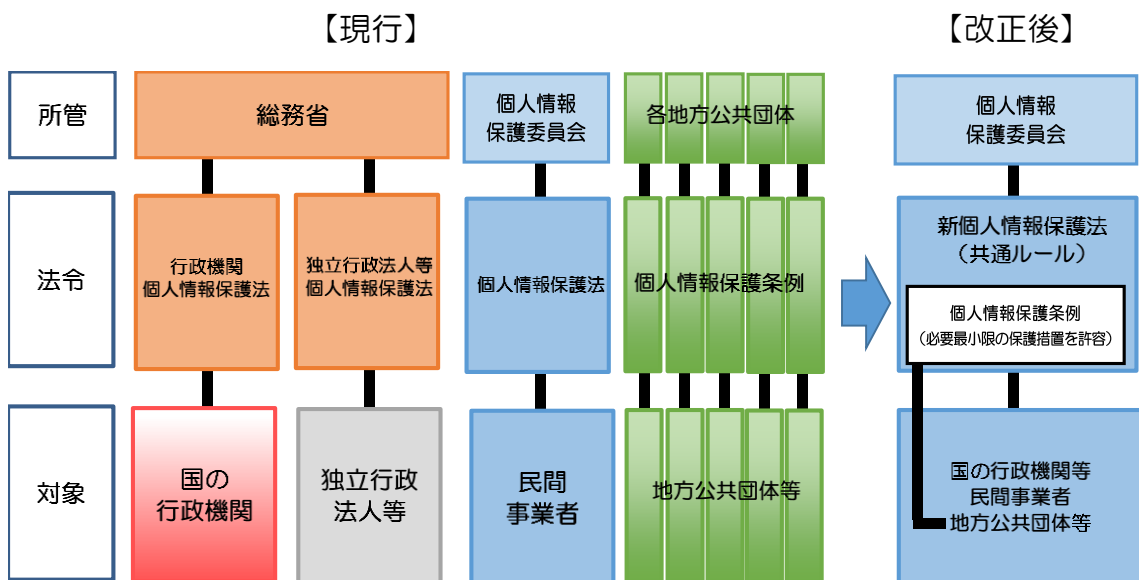
1 条例制定の趣旨と経緯

これまで、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体はそれぞれ異なる規律に基づき個人情報保護制度の運用を行っていました。

令和5年4月1日から改正個人情報の保護に関する法律（以下「新個人情報保護法」という。）が施行され、本市においても、直接、新個人情報保護法の適用を受けることとなります。これに伴い、現行の熊谷市個人情報保護条例を廃止し、新個人情報保護法から条例に委任された事項等を定める条例として、「熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。

2 法体系の改正イメージ

新個人情報保護法の施行による法体系の改正イメージは、以下のとおりです。



※ 新個人情報保護法の規定が直接、地方公共団体にも適用されることとなり、同法の規定に違反する条例の規定は無効となります。

※ 地方公共団体は、新個人情報保護法が条例で定めることを想定している事項及び条例で定めることを許容している事項について、新たな条例を制定します。

3 条例で定めることができる事項

新個人情報保護法からの委任を受けるなどして、市が条例で定めることができる事項は、以下のとおりです。

条例で定めることができる事項

1 条例で定めることが想定される事項

- ① 個人情報の開示請求に係る手数料についての規定
- ② 行政機関等匿名加工情報（※）の利用に関する契約に係る手数料についての規定

※ 行政機関等匿名加工情報

- ・・・ 行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、その情報を復元できないようにしたもの

2 条例で定めることが許容されている事項

- ① 条例要配慮個人情報（※）に該当する記述等に関する規定
- ② 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表に関する規定
- ③ 保有個人情報の開示請求における不開示情報の範囲に関する規定
- ④ 保有個人情報の開示請求等に係る手続に関する規定
- ⑤ 審議会へ諮問することに関する規定 等

※ 条例要配慮個人情報

- ・・・ 地方公共団体が地方の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして条例で定める記述等が含まれる個人情報

4 新条例の骨子案

1. 趣旨

新個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定めることを趣旨とします。

2. 開示決定等の期限

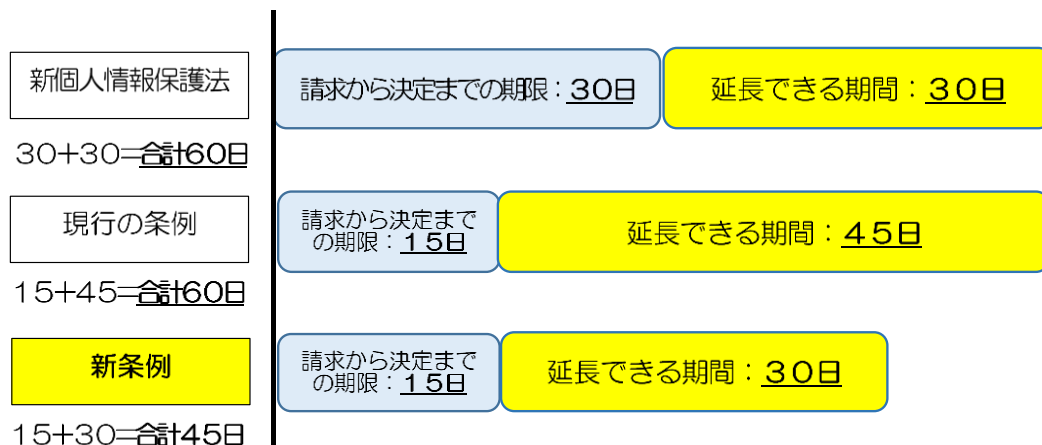
開示請求を受けた場合の開示までの期限（15日以内）や、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合の期間の延長（30日以内）についての事務処理を定めます。

新個人情報保護法では、「開示決定等は、開示請求があった日から30日以内になければならない」とされています。また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り当該期間を延長できるとされています。

この開示決定等の期限及び延長の期間については、地方公共団体が条例で定めることにより、それぞれ30日より短くすることができます。

新条例では、開示決定等の期限を「開示請求を受けた日から起算して15日以内」（現行と同様）と、延長の期間を「30日以内」（現行：45日）とする規定を設けます。

【開示決定等及び延長の期限のイメージ】



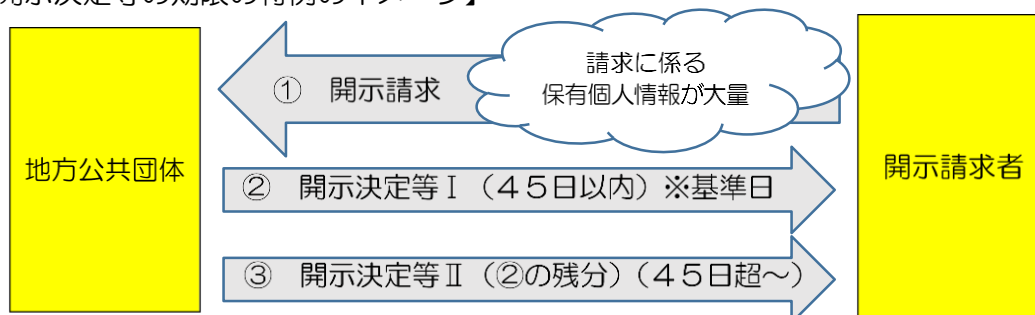
3. 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報[※]が著しく大量である場合で、全ての情報を開示することについて、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、上記2の期限にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき45日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をする特例を設けるとともに必要な事務処理を定めます。

新個人情報保護法では、請求に係る保有個人情報[※]が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に特例的に相当の期限延長（以下「特例延長」といいます。）をすることができますとされています。

新条例では、開示決定等の期限を15日以内、期限の延長を30日以内とすることから、特例延長の基準日を「45日以内」（※）とする規定を設けます。

【開示決定等の期限の特例のイメージ】



4. 開示請求に係る手数料等

開示請求に係る手数料の額を定めます。手数料の額は無料とし、保有個人情報の写しの交付に要する費用（コピー代等）を負担していただきます。

国においては、開示請求に係る手数料として行政文書1件につき300円の手数を徴収することとしていますが、地方公共団体の機関に対し開示請求をする場合については、当該手数料は条例で定める（手数料を無料とすることを含む。）こととされています。

本市では、現在、**開示請求に係る手数料は徴収しておらず**、写しの交付に要するコピー代等の実費のみを請求者の負担としていますので、**今後も同様の取扱いとします**。

【現行の条例との費用負担の比較】

区分	現行の条例		新条例	
	実費	手数料	実費	手数料
写しの交付 (紙)	A3用紙まで1面当たり 白黒 10円 カラー20円	無料	変更なし	
写しの交付 (紙以外)	実費相当額			
写しの送付に 要する費用	郵便料金の額			

5. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めます。具体的には、審査事務等に対応する金額、行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた金額等を勘案して算出した手数料を負担していただきます。

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案募集を行い、又は提案を受け、民間事業者等からの提案を審査し、加工した上でその情報を提供することができます。また、**行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定める手数料を納めなければならない**とされています。なお、手数料の額は、政令で定める額を規定します（国と同額）。

【手数料の種類と金額】

	手数料の種類	金額
①	受付や審査事務等に係る手数料	21,000円
②	職員が匿名加工作業を行う場合の手数料	作業1時間ごとに3,950円
③	匿名加工作業を委託する場合の手数料	委託費用の全額

※ 案件により、①+②又は①+③を合算した手数料がかかります。

※ 既に行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、別の利用目的で当該情報を利用しようとする場合等の手数料については、上記金額にかかわらず、12,600円（定額）となります。

6. 審議会への諮問

個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができることを規定します。

新個人情報保護法では、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができることとされています。

そのため、本市では、現行制度下において設置している熊谷市情報公開・個人情報保護審議会を存置するとともに、**必要な場合には同審議会に諮問することを規定します。**

【現行の条例との諮問事項の比較】

現行の条例	新条例
<ul style="list-style-type: none">・ 個人情報を本人以外から収集する場合・ 保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行う場合・ 市以外の電子計算機と結合して保有個人情報の電子計算機処理を行う場合 等	<p>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合</p> <p>※ 「個人情報保護法制の一元化」の趣旨を踏まえ、新条例では、例示している左記の諮問事項は、対象外となります。</p>

7. 実施状況等の公表

市長は、毎年度、個人情報保護制度の実施状況等を公表することを規定します。

国は、個人情報保護委員会が行う新個人情報保護法の施行の状況の公表と別に、地方公共団体独自の措置として、年度単位で個人情報保護制度の実施状況の公表を行うことは差し支えないとしています。

本市では、現行制度下において、毎年度、開示決定の件数等の実施状況を公表していることから、**新条例施行後も引き続き、当該状況についての公表を行います。**

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月 新条例案を議会に提出（市議会12月定例会）

令和5年 4月 新条例の施行